

春は就職や
引越しの
シーズンです

ご家族の異動は ありませんか？



被扶養者 異動届 (削除) の提出をお忘れなく！

ご家族の方が就職されたときには、被扶養者から外す(扶養削除)手続きが必要です。毎年、手続きをお忘れになる方が多くいらっしゃいます。「異動届」の手続きを忘れずをお願いします。また、**転居されたときには住所変更届が必要です**。正しい住所を届けていないと、重要なお知らせなど健保組合からの郵送物が受け取れません。

ご注意

届け出が遅れた場合、事実日までさかのぼって医療費を返還していただくことになります。

👍 このようなケースに該当する方も、届け出が必要です

結婚したとき

- お嬢さまがご結婚されて、新郎の扶養となったとき、など



その他にも

- 国内に居住していないとき*
- 離婚したとき
- 75歳になったとき(後期高齢者医療の対象)
- 他の家族の被扶養者になったとき
- 同居していた義理の親と別居したとき
- 死亡したとき

…などがあります。ご不明な点がございましたら適用課までお問い合わせください。

パートやアルバイトなどの収入が 基準値を超えたとき

- 被扶養者の月々の収入が108,334円(19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者は除く)の方は125,000円、60歳以上または障害がある場合は150,000円)以上、または被保険者の収入の1/2以上のとき
- 雇用保険の失業給付を受給し、基本手当日額が3,562円以上(19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者は除く)の方は4,110円以上、60歳以上または障害厚生年金の受給者は4,932円以上)になったとき
- 別居している場合は、仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回ったとき

*国内居住の例外

ただし次のような場合は、被扶養者として認められます。

- ① 留学する学生
- ② 海外赴任に同行する家族
- ③ 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している(ワーキングホリデーや青年海外協力隊など)
- ④ 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる
- ⑤ その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する



「住所変更届」のご提出を！

転居されたときは**住所変更届を必ずご提出ください**。正しい住所を届けていないと、せきゆけんぽからの重要なお知らせなど郵送物を受け取れません。



電子申請の届出について

現在、電子申請は「被保険者資格取得届・被保険者資格喪失届・被保険者賞与支払届・被保険者報酬月額変更届・被保険者報酬月額算定基礎届」の5届出が対応しています。4月から新たに「**被扶養者異動届**」が受付可能になりました。詳細は当組合ホームページをご覧ください。



算定基礎届について

当組合より6月上旬ごろに算定基礎届関係書類を全事業所へ発送いたします。書類が届きましたら、内容をご確認の上、処理を始めてください。また、事務処理の簡素化および効率化のため、算定基礎届は郵送もしくは電子申請でご提出くださいますようお願いいたします。

被扶養者の資格確認に ご協力いただき、感謝いたします

事業主・担当者の方ならびに被保険者の皆さまのご協力により無事終了することができました。ありがとうございました。

